

申46号

山貨事故を契機に定めた「原則線閉」の概念を覆すことは認められない！
職場の理解と納得感を基礎にした安全文化を醸成させることが必要だ！



繰り返し発生する事象の再発防止に向け、 列車運行と線路内作業の分離の再徹底を図り、 社員・作業員の命を守るための緊急申し入れ

緊急 申し入れを提出

申し入れ項目

6月29日 提出

1. 本電第70号電気部門における線路閉鎖工事等によらない作業等を実施する場合の取扱い（試行）について（連絡）の「4 建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い（かけ声・うけ声運動）」に基づく取扱いを直ちに中止し、設備及び建設工事部門従事員触車事故防止要領に基づく取扱いを遵守すること。

本電第70号第4項によると、

「建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い（かけ声・うけ声運動）」

として、対象作業において線路閉鎖工事等によれない場合に従業員間で声をかけ合うことで、建築限界内に立ち入り作業等を行うことが可能と定めている。

触防要領と相反する内容が定められるばかりか、

「触防要領」違反を再発させないための具体的な取扱い、対策について記されていない!



事象の掘り下げが行われず、現場実態を顧みない上位下達の風土が蔓延し、
これまで現場で醸成してきた安全文化が形骸化され希薄化している!



“いのち”を守るをことを絶対的価値基軸とした
作業・保安体制を**全ての仲間**で実現しよう!



申
46
号



繰り返し発生する事象の再発防止に向け、 列車運行と線路内作業の分離の再徹底を図り、 社員・作業員の命を守るための**緊急申し入れ**

7月21日[1回目]/8月5日[2回目] 団体交渉を行う！

1. 本電第70号電気部門における線路閉鎖工事等によらない作業等を実施する場合の取扱い（試行）について（連絡）の「4 建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い（かけ声・うけ声運動）」に基づく取扱いを直ちに中止し、設備及び建設工事部門従事員触車事故防止要領に基づく取扱いを遵守すること。

（回答）作業等の安全については、設備及び建設工事部門従事員触車事故防止要領に基づき確保していく。なお、本電第70号は、同要領に基づいた必要な保安体制を構築したうえで、建築限界内に立ち入る際に声を掛け合うことで意識を高め、安易に建築限界内に入らないことを徹底する取り組みであり、引き続き試行していく。



冒頭、会社より通達は「触車事故防止要領」の考え方を定めるものでなく、今後も「触車事故防止要領」を変えることは考えていない。との考えが示される

しかし！「列車運行と線路内作業の分離」を作業における保安体制とする原則が理解できていない電気ネットワーク部門の回答連発！！

「本電70号」で建築限界内に安易に立ち入らない対策として取り組むことが求められている

「建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い（うけ声・かけ声）」について 規程・通達・職場実態に基づく回答が出来ず 交渉が2期日にわたって交渉が中断！



会社回答矛盾ポイント1 [通達の契機である常磐線の“待避遅延”は本電70号があっても防げない]

（組合）通達の契機である「2021年12月1日水戸電力技セ/原ノ町派出・常磐線における待避遅延」「2022年2月8日TEMS/長岡SC・信越本線における待避遅延」の2つの事象について、本電70号での取組みを行えば防げた認識か。

（会社）「セーフティカード・保安打合せ票に建築限界外と記載」「建築限界内に立ち入る際に“かけ声・うけ声”の両取組みをすることで安易に建築限界内に立ち入ることは（TEMSの事象のみ）防げたと思う。しかし、水戸電力技セの事象は触防に基づく適切な体制が取れていない触防違反であり、本電70号の取組みだけでは防げない。



会社回答矛盾ポイント2 [通達の対象作業＝線路閉鎖工事等によらない列車見張員を配置する作業等とは職場実態に則した説明ができない]

（組合）触防は過去の社員・作業員死亡事故を教訓に「列車運行と線路内作業の分離を大原則に線路閉鎖手続き」が建築限界内作業等の基本としている。本電70号「2項 線路閉鎖工事等によらない列車見張員を配置する作業等」とは具体的などのような作業・工事を想定しているのか。計画場面において建築限界内作業を予定した時点で“線路閉鎖手続き”を取ることが保安体制の基本・命を守る作業計画の大原則と考える。

（会社）触防要領には「建築限界内作業等を列車見張員等を配置する体制で作業を行ってはならない」と明記されていない。列車見張員等を配置して建築限界内作業等を行うことは問題ない。本電70号「2項 線路閉鎖工事等によらない列車見張員を配置する作業等」について具体的な想定はない。しかし、検査・巡回等は見張体制で行うことはある。



会社回答矛盾ポイント3 [建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い（かけ声・うけ声）を規程・通達・触防に基づき説明できない]

（組合）本電70号「4項 建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い（かけ声・うけ声運動）」は計画内・外作業問わず定められている項目で“かけ声・うけ声”をすればどんな状況下でも上長チェック・承認がなくても「建築限界内作業等」が行えるようになるのが現場の認識である。“かけ声・うけ声”により契機となった同種事象を防ぐ目的を果たせるのか、触防・通達などに基づき説明を。また、具体的にどのような作業等の状況を想定した項目なのか。

（会社）計画内作業時は出発前計画に基づき適切な保安体制で建築限界内作業等を行ってもらう。また、計画外作業時は「設備故障時等に指令等から出勤を指示される」ことの想定であるが、その際は列車抑止手配を行ったうえで“かけ声・うけ声”をして線路内に立ち入ってもらうことになる。

（組合）その回答は本電70号「2項 線路閉鎖工事等によらない列車見張員を配置する作業等」ではなく、**全ての回答について「職場実態・触防等規程・通達」との整合性がない。本社内でも持ち帰り責任ある回答を行うこと。**



度重なる“あわや触車”の待避遅延の再発防止として「触車事故防止要領」の遵守を職場に指導できない本社には現場社員・作業員の命は守れない！

団体交渉でも、現場管理者でも説明できない触車事故防止要領と整合性が取れない通達は今すぐ廃止！これが現場第一線の総意だ！命に直結することの無責任回答は容認しない！

